

(一) 總會の於て選定する  
但會長ハ本但會ヲ代表シ但會一切ノ業務ヲ統  
管ス

(二) 但會副長ハ常ニ但會長ヲ補佐シ但會長ノ事  
故アル場合ハ總テ代理ス

(三) 部長ハ但會長ノ命ヲ受ケ其所属部以テ監督ス  
會計主任ハ本部ニ常任シ但會長ノ指圖ヲ受ケ

(四) 但會ノ會計ニ關スル一切ノ事務ヲ監理ス  
至事ハ部長ノ命ヲ受ケ本部ニ委スル一切ノ事  
務ヲ處理ス

(五) 書記ハ所属部長及至事ノ許ニ事務ニ關ス  
ル一切ノ業務ヲ行フコト  
總テ業務ヲ行フコト

(六) 評議員ハ各該職トシ但會長指圖ノ許ニ但會

ノ業務執行其他重要事項ヲ協議ス

(七) 幹事ハ但會長ノ命ヲ受ケ船内各部ニ名ヲ置  
キ船内但會員ノ投票ニ依リ選舉シ但會長  
實ニ聯絡ヲ圖リ但會員一般ノ事務ヲ監督ス

(八) 但會長但會副長ノ部長ノ評議員ノ任期ハ滿  
ニテ年トス (但ニ再選ヲ妨ケス)

(九) 船内幹事ハ滿ニテ年ノ任期トシ若シ在期中下  
船休職シタル場合ハ解任シ更ニ投票ニ依リ  
之ヲ選定ス

(十) 會計主任ノ至事書記ハ但會長ニテ任免ス

(十一) 但會長但會副長ノ部長ハ本部ニ常任ス可キモノトス

(十二) 顧問ハ但會ニ關スル諸ノ問題ニ對シ相談ヲ行ヒ下

以第七ノ章 (會議)